## ○厚生労働省令第十一号

労働者災害補償保 険法 (昭和二十二年法律第五十号) 第三十三条第三号及び第五号並 びに第五十条並びに

労働 保険 の保 険 料 の徴収等に関する法律 (昭 和 四十四年 法律第八十四号) 第十四条第 一項の 規定に基づき、

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働者災害補償保険法施

行

規則等の一

部を改正する省令

(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正)

第

る。

一条 労働者災害補償保険法施行規則 (昭和三十年労働省令第二十二号)の一部を次の表のように改正す

(傍線部分は改正部分)

局長が定めるもの  一アニメーションの制作の作業であつて、厚生労働省労働基準 を画の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの	る音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは、一、放送番組(広告放送を含む。)、映画、寄席、劇場等におけー〜五 (略) る種類の作業は、次のとおりとする。 第17条の十八 沿第三十三条第五号の 厚生労働省令で気め		第四十六条の十七 法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める種改 正 後
(新設)	(新設) 「一〜五」(略) 「一〜五」(略) 「一〜五」(略) 「一〜五」(略) 「一〜五」(略) 「一〜五」(略) 「一〜五」(略) 「一〜五」(略) 「一〜五」(略) 「一〜五〜の「一〜一〜一〜一〜 おりとする。	1 一〜七 (略) (新設) (新設)	第四十六条の十七 法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める種改善正が前

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正)

のように改正する。

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 (昭和四十七年労働省令第八号) の一部を次の表

(傍線部分は改正部分)

	改正後			改正前	
別表第5(第23彡	(第23条関係)		別表第5(第23条	条関係)	
	第2種特別加入保険料率表			第2種特別加入保険料率表	
お文業事		第2種特	事業又は		第2種特
作業の種	事業又は作業の種類	别加入保	作業の種	事業又は作業の種類	别加入保
類の番号		<b>殿料率</b>	類の番号		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(路)
特 8	<u> </u>	1000分の3	(新設)	(新設)	(新設)
	第46条の17第8号の事業				
特 9		1000分の3	特 8	労災保険法施行規則	1000分の3
	第46条の18第1号ロの作業			第46条の18第1号ロの作業	
<b>特</b> 10	労災保険法施行規則	1000分の3	华 9	<b>労災保険法施行規則</b>	1000分の3
	第46条の18第2号イの作業			第46条の18第2号イの作業	
本 11	<b>労災保険法施行規則</b>	1000分の15	华 10	労災保険法施行規則	1000分の15
	第46条の18第3号イ又はロの作業			第46条の18第3号イ又はロの作業	
特 12	<b>労災保険法施行規則</b>	1000分の6	特 11	労災保険法施行規則	1000分の6
	第46条の18第3号ハの作業			第46条の18第3号ハの作業	
<b>等</b> 13	<b>労災保険法施行規則</b>	1000分の17	特 12	労災保険法施行規則	1000分の17
	第46条の18第3号二の作業			第46条の18第3号二の作業	
<del>特</del> 14	<b>労災保険法施行規則</b>	1000分の3	华 13	<b>労災保険法施行規則</b>	1000分の3
	第46条の18第3号ホの作業			第46条の18第3号ホの作業	
李 15	<b>労災保険法施行規則</b>	1000分の18	特 14	労災保険法施行規則	1000分の18
	第46条の18第3号への作業			第46条の18第 3 号への作業	
特 16	労災保険法施行規則	1000分の3	特 15	労災保険法施行規則	1000分の3
	第46条の18第2号ロの作業			第46条の18第2号ロの作業	
特 17	<b>労災保険法施行規則</b>	1000分の 9	特 16	労災保険法施行規則	1000分の9
	第46条の18第1号イの作業			第46条の18第1号イの作業	

	椊		夲		称		챢
	21		20		19		18
第46条の18第7号の作業	労災保険法施行規則	第46条の18第 6 号の作業	労災保険法施行規則	第46条の18第5号の作業	労災保険法施行規則	第46条の18第4号の作業	
業	1000分の3	業	1000分の3	業	1000分の5	業	1000分の3
	(余)		(余)		夲		称
	(新設)		(新設)		18		17

則	1000分の3	 夲	17	労災保険法施行規則	1000分の3	
18第4号の作業				第46条の18第4号の作業		
則	1000分の 5	稡	18	労災保険法施行規則	1000分の5	
18第5号の作業				第46条の18第 5 号の作業		
則	1000分の3	(新設)	<del>\</del> \( \)	(新設)	(新設)	
18第6号の作業						
則	1000分の3	(新設)	受)	(新設)	(新設)	
18第7号の作業						

## (労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正)

第三条 労働者災害補償保険特別支給金支給規則 (昭和四十九年労働省令第三十号)の一部を次の表のよう

に改正する。

改

正

前

条 九 + 七 号まで及 ま お で及 三号 て「一人親 び び 第 か 十五 次 5 五. 0) 第 条 条の 各号に定 方等」という。)に五号までに掲げる者 第 規定 項  $\mathcal{O}$ 足めるところにたの適用について 承 認 を 受 け ついては、前条第五号かに対する第三条から第五者(以下この条及び第十けている団体に係る法第 ょ て る。は、

改

正

後

とあ の二以 従 上に  $\mathcal{O}$ 行 の事 // 労働 の事 労働 よる」とあ 事 ょ 業 に うことを常 兀 上 + 由 すする者 労災則  $\mathcal{O}$ り」とあ 務 る 関 七 · 業 の のは して つい を要 上の す 事 者 者 第一号又 略 2二号の る 0 業」と、「業務  $\mathcal{O}$ 三以 二以 は、 を要 第四 業務 事 0 に 因 て 事 「業務上の事由 めるのは 業務 るの 関 「とする事由による」と、 業 態とする者 準 由 上の 上の ŋ を要因とする事 0 因 しては、 十六条の 前 は第三号に 用 規 は を要因とする」と、 する。 ょ 又 とする事 業務を要因 条第二号中 又 定 事業の 事業の は ŋ は 当 「業務 複 第 数事 該作 四 لح 前 上 + n条第二号 n-八第一号 n 業務、 業務 公びこれ 上の事 又は複数 読 の 事 由  $\mathcal{O}$ 号 業 一若しく み替 業による又は複数 とする事 場 げ 親 労働 由 を要 る事 合に 由により」と読 を 方 由 第 えるも 要 数 務 5 中「業務上の又は第三号 又は 因 者 は 因 事 上の 七 複 おに 「業務上 当 号 とする事 とする事 業 者 を 7  $\mathcal{O}$ 通 曲の 労働 [若しく 第三号に ま 勤 事 複 事 が 労 て 0 る . 行 う で と に 業 該 数 由 働 者の ょ 労 事 事 に 上 労 别 事業労働者の二以事由若しくは通勤上の事由、複数事上の事由、複数事 <u></u> 働 事 由 み替えるも は 災 掲 0) 業」とあるの  $\mathcal{O}$ を 支 り」とあるのは働者の二以上の \*業労働 労災 若し 事 掲 通勤 げ 事 数 使 則 石しくは通勤事由、複数事物げる作業に 米に従事する 以用しないで うる作 業 金 <sup>事</sup>業労働 則 による」 兀 =業に 十六 第四 者 支 の 二 。 と 務 給 従 + はの は 者 条

号

カ

6

5 + の第七号まで及び来の二まで及び窓 十三 条にお 七 いて「一人親 三号 第 び第 カコ + 次十の五 5 五. 第 条 条の 各号に定め 方等」という。)に 第 五. 号 規定の っまでに 項  $\mathcal{O}$ 承 適用 るところによる。 掲げる者 認 を受 に け 9 71 以 対 7 する 7 1 ては、 下 る 寸 の体 前 開条第五号か 一条から第五 条に 及係 び る 第法 +

5 行 の事 +うことを常 由 前 -七第一 に 条第二号の ついて準 (略) 号 又 前 は第三号に 甪 規 がする。 する者及びこれ 条第二号中 定 は、 この 掲 親 げる 場 合に 方 らの 務上 事 に 業 お を 者 1 係 て、 が 労 る 由行う 働 者 别 事 を 災 複 支 数 使 則 事 用 第 金 業労働 従 兀  $\mathcal{O}$ +支 するいで 六 給 者 条の

上の事業の業務により」とある 以上の事業の数による」とある とあるのはの二以上の声 業労働 の業務、 業労働 従 に 関 事する者 労災則第四よの事業の業務な しては、 す 者 者 を の二以 の二以 要因 る 業 事 事 を に 第 業務 るの 、務を要のは 業務 · 業 の 要 関 とする事由 由 ょ 上の 十六条 上の 号 り 因 l しては、 を要 業務 又 とする事由 は ょ 上 因 事  $\overline{\mathcal{O}}$ ŋ は 「当該 事 第 「業務上の事由 糸務上の 業の を要 、因とする」と、 0 「とする事由により」と 業 事 匹 複 前条第二号中「営の十八第一号又は第 لح 0 による」と、 ,由又は複 数 号 業務 読 事 作 業務を要因 、因とする事 又 \*業労働 事由、 :業による又は は 4 若しくは 替 を要 第 こえるも 数事 五号 「又は複 者 複 因とする事 業労働 の二以 「業 の 事 に 通 数 とする事 由 当 「業務上 。 と 事 掲 勤 第三号に 若 務上 に 複 数 しく げ 業 該 数事 労働 事 上 ょ 事 読 者 る ŋ · 業 」 作 由  $\mathcal{O}$ み 業 由  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は  $\mathcal{O}$ 事 労働 事 二 由 以 者 業 若 掲 替えるも 若しくは通 事 事 通 労 とあ げる作 労働 に 災 لح L 勤 0 由 るものと とくは通勤事業 二以 くは 従 則 あ による」 る 者 る 複 通数事に す 匹 の上 0)  $\mathcal{O}$ る はの は

者  $\mathcal{O}$ が 業務を要別 とあるの とあるの

する 因とする事由若しくは通勤によめあるのは「当該作業、複数事業労るのは「当該作業」と、「業務るのは「当該作業」と、「業務るのは「当該作業」と、「業務るのは「当該作業」と、「業務を要因とする事由若しくは通勤 よ労る務勤事と「 り」と読み替えるものと働者の二以上の事業の業業労働者の二以上の事業労働者の二以上の事業労働といいの事業の業務上の事由、複数事業労働をは通勤により と業り働業業に業

六 七 略

因とする事出 若に関しては、 の二以上の事業のは「当該体 るのは「当該体 るのは「当該体 事は、 由該の該る「事若作業作事当業 作業、複数事業が 素務を要因とする で業務を要因とする で業務を要因とする で業務を要因とする で業務を要因と で業務を要因と くは (通勤により」と読み替えるものとする。 (数事業労働者の二以上の事業の業務を要 (数事業労働者の二以上の事業の業務 に、「業務上の事由、複数事業労働者の二 と、「当該事業」とあ に、「当該事業」とあ に、「当該事業」とあ に、「当該事業」とあ に、「当該事業」とあ に、「当該事業」とあ に、「当該事業」とあ に、「当該事業」とあ に、「当該事業」とあ に、「当該事業」とあ 通

この省令は、令和三年四月一日から施行する。